

電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領の一部を  
改正する決定案（概要）

- 1 電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の手続のうち、電子メールによる実施及びウェブ会議による実施に関しては、別に定めるもののほか、電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領（令和4年電気通信紛争処理委員会決定第2号。以下「オンライン実施要領」という。）の定めるところによる
- 2 オンライン実施要領においては、その対象手続について各法令・委員会決定ごとに一覧を定め、このうち、「仲裁法及び電気通信紛争処理委員会仲裁準則の規定に基づく手続」も挙げているところ
- 3 今般、令和5年の通常国会において成立した仲裁法の一部を改正する法律（令和5年法律第15号。以下「仲裁法改正法」という。）等を受けて、電気通信紛争処理委員会仲裁準則（平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号。以下「仲裁準則」という。）の一部を改正（電気通信紛争処理委員会仲裁準則の一部を改正する決定案。以下「仲裁準則改正決定案」という。）する予定であるところ、オンライン実施要領中の「仲裁法及び電気通信紛争処理委員会仲裁準則の規定に基づく手続」の規定について、仲裁法改正法による改正後の仲裁法（平成15年法律第138号）の規定及び仲裁準則改正決定案による改正後の仲裁準則の規定振りに変更するとともに、追加すべき対象手続を適切に規定するための規定の整備を行うもの

【オンライン実施要領の改正事項】

「別記 オンライン化等対象手続一覧」の「7 仲裁法及び電気通信紛争処理委員会仲裁準則の規定に基づく手続」中、次に掲げる事項

1 仲裁法改正法による改正後の仲裁法の規定及び仲裁準則改正決定案による改正後の仲裁準則の規定振りへの変更

対象手続の 7-8（暫定保全措置の申立て）～7-11（担保の提供）、7-24（旧 7-16、仲裁申請書記載事項等の陳述の命令）～7-27（旧 7-19、仲裁申請書記載事項等の陳述の変更・追加の不許可）に現に規定する仲裁法及び仲裁準則の規定の当該変更

2 仲裁法改正法により仲裁法に追加された規定等のうち対象手続となる暫定保全措置命令関係の手続の追加

対象手続 7-8（暫定保全措置の申立て）への手続の一部追加、7-12（暫定保全措置命令の取り消し等の申立て）～7-19（暫定保全措置命令を受けた者が受けた損害の賠償の命令）の新規の対象手続の追加

3 その他所要の規定の整備（新規の対象手続の追加に伴う対象手続番号の繰り下げ等）

【施行期日】

本決定案決定日から施行